「救護施設不要論」の背景と反対論陣等に関わる展開 -1976(昭和51)年、行政管理庁勧告に対する国会質疑を中心に-

○ 日本福祉教育専門学校 小泉浩一 (006961)

キーワード: 救護施設, 生活保護に関する行政監察結果に基づく勧告, 救護施設不要論

1. 研究目的

本研究の目的は、1976(昭和 51)年、行政管理庁の「生活保護に関する行政監察結果に基づく勧告」に基づく、いわゆる「救護施設不要論」に関し、全国救護施設協議会を中心に反対論陣を張ることとなるが、その経緯を踏まえつつ、国会における争点等及び、その後の救護施設の運営への影響等を明らかにすることである

2. 研究の視点および方法

本研究では、歴史研究の方法論に基づき、行政関係資料、先行研究などによる、史資料分析等を含めた文献研究を行うこととする.

3. 倫理的配慮

本研究は、一般社団法人日本社会福祉学会の研究倫理規程を遵守した.また、本報告に関連して開示すべき COI 関係にある企業等はない.

4. 研究結果

1)「救護施設不要論」の背景

1973 (昭和 48) 年に勃発した第 4 次中東戦争を契機に発生した「オイルショック」は、わが国の「福祉見直し論」の一つのきっかけとなり、社会福祉予算の費用対効果が各方面で議論されることになった。1971 (昭和 46) 年、厚生省において「社会福祉施設整備5 カ年計画」を打ち出し、社会福祉施設の拡充を図ったところであったが、方向の転換を余儀なくされたといえる。社会福祉施設の拡充において救護施設に関しては、「救護施設をはじめとする保護施設については、これらの計画の枠外に置かれてきた」(小寺1977)とある。同じく小寺がいう、「同じ社会福祉関係者の間でさえ、あまり関心を持たなかった」といったことが現実であったことは想像に難くない。

2) 勧告内容に関して

救護施設に対する,行政管理庁の「生活保護に関する行政監察結果に基づく勧告」の内容に関し,要旨は以下の通りである. (1) 入所者につき個別的な処遇方針を定めておらず,生活指導も十分でない, (2) 社会復帰のための作業指導等を積極的に行っている施設がある反面,行っていない施設も見受けられる,(3) 手厚い介護が必要であるが,最低基準が守られていない施設が見受けられる,とある,また,保護施設入所者の福祉ニードに応じた処遇の確保として,「被保護者についても,居宅保護が困難である場合に保護施設に安易に収容保護することは適当でなく,その者の身体的,精神的障害の程度等を勘案し最も適した施設への入所を推進し,機能回復訓練等の専門的福祉サービスの適切な享受を図ることが望まれる」とする.また,「救護施設は,身体障害者や精神薄弱

者各種の専門施設がつくられる以前からできていたものである. したがって, それぞれの専門施設が整備存在している現在, 障害者はそれぞれの施設に移るべきである. 20 年~30 年先には, 現在ある救護施設の役割は終わるであろう」(全国救護施設協議会 1977)とあるとおり, 救護施設の役割が他施設に吸収され, 消滅する方向性を示唆している.

3)「救護不要論」への反対論陣と衆議院内閣委員会質疑

1977 (昭和 52) 年,全国救護施設協議会会長に就任した小林亀松は,「救護施設不要論」に対抗する方針を打ち出す. 蟻塚 (2019) は,小林が設立した横浜社会福祉協会の元職員にインタビューを行い,「救護施設不要論に対し,小林が身体を張って抵抗した」と述べている旨を取り上げているが,小林は国会での質疑で,救護施設に関しその必要性を国会議員等に言及させている. 1976 (昭和 51) 年 7 月 29 日付の第 77 回国会衆議院内閣委員会議事録第 13 号において確認すると,主に大出俊委員(元衆議院議員)と行政管理庁行政監察局長であった,鈴木博説明員等が見解を述べるかたちで進められた.内容の要旨としては以下の通りである.

<u>鈴木説明員</u>:他の福祉法の施設と比較し,増加が著しい.救護施設は収容率が 100%を 上回っている.他法の施設に収容することが可能な入所者もいる反面,障害の重なった 複合(重複)障害の入所者や単一の障害であっても重度の入所者も多い.

大出委員:14 の救護施設の施設長等と話をした結果,定員超過の救護施設が複数あることが明らかになった.また,他法の施設に入所するべき人が救護施設に入所しているといっても,措置されている施設は行政が措置決定すれば受け入れざるを得ない.

<u>鈴木説明員</u>: 救護施設が 20 年後に無くなるといったことは全く根拠のない,個人的な見解であったと考えるが,障害救護施設が科学性に基づいて今後どのように進展していくかは,その必要基盤に基づいて判断することになる. 救護施設は社会福祉施設として最も古い歴史を有しているが,障害が重複するなど,処遇が困難な入所者を処遇する施設として,その任務は今後も高まると考えている.

水田説明員: 救護施設は、施設対象から漏れてしまう人を総合的に救う施設が必要であり、そのため救護施設は現在においても増えている. よって救護施設は「社会福祉施設が専門細分化すればするほど、その度合いに応じて、その升目に盛り切れない人を救う重要な機能を持っている」とする

5. 考察

救護施設は、国会質疑等の一連の過程を通して、実質的には行政管理庁もその必要性を公式に認めることとなり、「救護施設不要論」は破棄される結果となったと考える. 救護施設において、重複障害者の入所など、各福祉法関連では対応できない「狭間の入所者」の受け入れがより進むこととなったと考察される.

【参考文献】

当日資料にて、提示する.